

御牧小学校 PTA 役員選出方法

第1条 (目的)

これは役員選出に関して公正公平かつ円滑に行うことを目的とする。

第2条 (本部役員選出)

1. PTA 役員の選出は、まず本部役員の選出から行う。(新1年生は対象外)
2. 本部役員は男女問わず会長1名、副会長2名、会計1名、学級委員長1名及び専門部より生活広報部長1名、地域安全部長1名を選出する。
但し、会長が必要に応じて役員数を拡大することができる。
3. 立候補について
 - ①本部役員の選出にあたり、まずは立候補を募る。
(立候補については、役職を指定せず本部役員としての立候補とする)
 - ②立候補者は、所定の用紙に必要事項を明記し、本部役員の指定する日までに提出する。
 - ③過去に本部役員を経験した者であっても立候補は妨げない。
4. 選出について
 - ①当該年度の本部役員において、「本部役員候補者名簿(以下、「候補者名簿」という)」を作成する。
 - ②「候補者名簿」には、本部役員未経験者及び未経験者が必要人数に満たない場合は、過去に本部役員を経験した者であっても、免除期間を5年経過した者については登載される。
5. 「役員選出会」について
 - ①当該年度の本部役員は、「候補者名簿」に基づき、新本部役員候補者に「役員選出会」(以下、「選出会」という)の開催を通知し、通知を受けた者は、これに出席しなければならない。
 - ②「選出会」では、新本部役員候補者の中から協議や抽選などにより選出する。
 - ③新本部役員候補者がやむを得ず「選出会」を欠席する場合は、当該年度の本部役員が代わりに抽選に参加する。また、抽選による結果について異議を申し立てることはできない。
 - ④上記により選ばれた新本部役員の中で、各役職を協議や抽選などで決める。
 - ⑤新本部役員に選出された者が辞退を申し出る場合は、その辞退者本人が後任を探さなければならない。
6. 本部役員候補者の免除権について
本部役員候補者は次の場合、本部役員の免除権がある。
 - ①過去5年間の本部役員経験者(但し、抽選対象者に未経験者が7名以上いる場合は免除期間が続く)
 - ②一世帯で会員が2名の場合は、そのうちの1名が本部役員に選出された場合、もう一方は免除される。
 - ③妊婦(母子手帳の写しを提出のこと)
 - ④乳児(新年度4月1日現在満3歳未満)を抱える保護者
(当該乳児の生年月日を確認できる資料を提出のこと)
 - ⑤その他本部役員会で認められるやむを得ない事情

第3条（地域委員選出）

1. 地域委員の選出は本部役員選出後に行われる。
2. 地域委員は各地域7軒につき1名を基準として選出する。
3. 地域委員は各地域による民主的な方法で選出される。
4. 新地域委員の他に次点候補者を1名決定する。
5. 地域委員候補者の免除権について
地域委員候補者は次の場合、地域委員の免除権がある。
 - ①妊婦（母子手帳の写しを提出のこと）
 - ②乳児（新年度4月1日現在満3歳未満）を抱える保護者（当該乳児の生年月日を確認できる資料を提出のこと）
 - ③その他本部役員会で認められるやむを得ない事情
6. 上記の免除権については、諸条件により選出が困難な場合はその限りではない。
7. 地域委員は専門部の部員を兼任すること。

第4条（学級委員選出）

1. 学級委員の選出は本部役員及び地域委員選出後に行われる。
2. 学級委員は各学年に2名を基準として選出する。
3. 学級委員は「選出会」において、学級委員候補者の中から立候補、協議及び抽選により選出する。
但し、新1年生の学級委員は入学後に他学年と同じ方法で選出する。
4. 立候補について
本部役員及び当該学年まで学級委員に選出されなかった者についての立候補は妨げない。
5. 選出について
上の学年から行う。
6. 新学級委員の他に次点候補者を1名決定する。
7. 学級委員候補者の免除権について
学級委員候補者は次の場合、学級委員の免除権がある。
 - ①過去5年間の本部役員経験者及び新本部役員決定者
 - ②過去2年間の学級委員経験者（他学年は含まない）但し、抽選対象に未経験者が2名以上いる限りは免除期間が続く。
 - ③一世帯で会員が2名の場合は、そのうちの1名が学級委員に選出された場合、もう一方は免除される。
 - ④新地域委員決定者
 - ⑤妊婦（母子手帳の写しを提出のこと）
 - ⑥乳児（新年度4月1日現在満3歳未満）抱える保護者（当該乳児の生年月日を確認できる資料を提出のこと）
 - ⑦その他本部役員会で認められるやむを得ない事情
8. 上記の免除権については、諸条件により選出が困難な場合は、その限りではない。
9. 学級委員は専門部の部員を兼任すること。

第5条（規定の運用及び改正）

この規定の運用及び改正については、その年の会長が必要と認めた時、又は会員の2分の1以上の要請があった場合、御牧小学校PTA会則第10条に定める運営委員会によって定める。

第6条（その他）

本規定に基づいてもなお選出が困難な事例等が生じた場合は、現本部役員の協議により決定する。

以上